

ID: 494

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

<b>処分の概要</b>	要支援状態区分の変更の認定		
<b>法令名 根拠条項</b>	介護保険法 第33条の2第1項		
<b>法令番号</b>	平成9年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第33条の2の規定による。                  (要支援状態区分の変更の認定)</p> <p>第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日以内(法第33条の2第2項において準用する法第32条第9項において準用する法第27条第11項)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日